

第 1 9 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 3 1 年 1 月 1 8 日

上富良野町農業委員会

第19回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成31年1月18日(金) 午後1時30分から午後2時10分

2 場 所 JAふらの上富良野支所 2階役員会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	3	岩田 修	4	佐藤 良二
5	沼沢 春美	6	桑田 俊和	8	三好 利和
9	對馬 徹	10	井村 悦丈	11	長谷川裕見
13	青地 修				

4 欠席委員

2	北村 啓一	7	島田 政志	12	井村 昭次
---	-------	---	-------	----	-------

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の決定

日程第2 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について

日程第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について

日程第4 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)

日程第5 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	大谷 隆樹	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後1時30分）（着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第19回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
8番、三好利和 委員に合わせ、ご唱和ください。

島田委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、10名であります。
定数に達しておりますので、これより第19回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1、会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
3番、岩田修 君、4番、佐藤良二 君、を指名いたします。

議 長 日程第2、諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
諮問第1号を事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 諮問第1号について、ご説明いたします。
里仁地区農用地利用改善事業実施組合他より、次の利用権の設定についての申し出がな
され、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律
第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意
見を求める。

平成31年1月18日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満た
していると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。以下、諮問第1
号朗読。

所10番

出し手、上富良野町〇町〇丁目〇番地〇の〇〇〇〇さん、受け手、上富良野町〇〇線〇
〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は公簿と現況
ともに畑、面積が33,908㎡、内容は売買で、金額は1,966千円で売買となりました、
移転時期は平成31年1月21日、支払時期は平成31年6月30日、引渡時期
は対価の支払日です。

所11番

出し手、旭川市東光〇条〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、受け手、上富良野町〇〇線〇
〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は公簿と現況

事務局長 ともに畑、面積は37,000㎡、金額は2,035千円で売買となりました、移転時期、支払時期、引渡時期については同じです。

所12番

出し手、上富良野町〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、上富良野町〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇他4筆、合計5筆、地目は畑と田になります、面積は5筆合計で22,581㎡、価格は1,007千円で売買となりました、移転時期、支払時期、引渡時期については同じです。

所13番

出し手、上富良野町〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、札幌市中央区〇〇条〇〇丁目の〇〇法人〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇番〇〇他2筆、計3筆、地目は公簿も現況も田、面積は3筆合計で44,000㎡、価格は9,020千円で売買となりました。こちらも移転時期は平成31年1月21日、支払方法は口座振込、支払の時期が平成31年3月14日まで、引渡時期は対価の支払日となっております。

議長 諮問第1号、所10番、11番、12番について、提案に関する補足説明を願います。
「11番、長谷川裕見 委員」

長谷川委員 11番、長谷川です。所10番、11番、12番について補足説明いたします。

12月25日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇会館で開かれ、売買3件の利用集積が成立いたしました。

所10番

出し手、〇町〇丁目〇番地〇の〇〇〇〇さん
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇道路沿いとなります。
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑58,000円で売買となりました。

所11番

出し手、旭川市東光〇条〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇道路沿いとなります。
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑55,000円で売買となりました。

所12番

出し手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇道路沿いとなります。
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑50,000円と田5,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これより、諮問第1号、所10番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号、所11番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号、所12番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 続いて、諮問第1号、所13番について、提案に関する補足説明を願います。
「8番、三好利和 委員」

三好委員 8番、三好です。所13番について補足説明いたします。

〇〇〇〇の農地保有合理化事業の案件として、12月の総会で買入れ協議を行った件でございます。

所13番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、札幌市中央区の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、農地保有合理化事業での売買となりました。

〇〇〇〇の所有後は、〇〇〇〇さんへの5年間の賃貸となります。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所13番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。議案第1号を事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、審議を求めます。

平成31年1月18日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

よろしくご審議のほどお願いします。以下、内容を朗読。

1番

貸し主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、借り主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内と〇〇〇〇番〇〇の内の2筆、地目は公簿と現況ともに畑、面積は25,000㎡、土地の引き渡し時期は平成30年12月8日、合意解約となりました、基盤強化促進法による賃貸借で期間が平成22年3月8日から平成32年11月30日まででした。

2番

貸し主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、借り主は〇〇線〇〇号〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は公簿と現況ともに畑、面積は38,434㎡、土地の引き渡し時期は平成30年12月19日、合意解約となりました、基盤強化促進法による賃貸借で期間が平成21年3月10日から平成31年11月30日まででした。

3番

貸し主は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、借り主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇他3筆で合計4筆、地目は公簿と現況ともに田、4筆合計面積は14,971㎡、土地の引き渡し時期は平成31年1月7日、合意解約となりました、農地法3条による賃貸借で期間が平成25年1月18日から平成35年11月30日まででした。

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、○番、○○○○委員の退席を求めます。(○番、○○委員 退席)
議案第2号を事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、審議を求めます。

平成31年1月18日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

よろしくご審議のほどお願いします。以下、内容を朗読。

4番

貸し主は○町○丁目の○○○○さん、借り主は○線○号の○○○○さん、土地の所在は上富良野町○○○○番○○と○○○○番○○の計2筆、地目は公簿と現況ともに田、面積は2筆合計で23,643㎡、土地の引き渡し時期は平成30年12月20日で合意解約となりました、基盤強化促進法による賃貸借で期間が平成25年3月11日から平成35年11月30日まででした。

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。
本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
○番、○○○○委員の退席を解きます、(○番、○○委員 着席)

議 長 日程第5、議案第3号「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第3号を事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。

平成31年1月18日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されません。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

事務局長

1 番

上富良野町〇町〇丁目〇〇〇〇番〇〇、1筆、地目は公簿と現況ともに田、面積が29,968㎡、出し手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、賃貸借となります。

2 番

上富良野町〇町〇丁目〇〇〇〇番〇〇の内、1筆、地目は公簿と現況ともに田、面積が12,905㎡、出し手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、こちらも賃貸借となります。

3 番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇、1筆、地目は公簿と現況ともに畑、面積が64,719㎡、出し手は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん持分2分の1、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん持分2分の1、受け手は〇〇〇〇番地の〇〇会社〇〇〇〇さん、こちらは売買となりました。

4 番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇、1筆、地目は公簿と現況ともに田、面積は480㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、こちらは贈与となりました。

5 番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇、他2筆、地目は公簿と現況ともに田、面積は3筆合計で21,300㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇町〇丁目〇番〇ー〇号の〇〇〇〇さん、賃貸借となりました。

議 長

議案第3号、1番、2番について、提案に関する補足説明を願います。
「6番、桑田俊和 委員」

桑田委員

6番、桑田です。 議案第3号、1番、2番について補足説明いたします。

1 番

出し手、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇〇〇道路沿いとなります。
〇〇〇〇さんの再処分により、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

2 番

出し手、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇〇〇道路沿いとなります。
〇〇〇〇さんの再処分により、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号、1番、2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号、1番を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第3号、2番を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第3号、3番について、提案に関する補足説明を願います。
 「9番、對馬徹 委員」

對馬委員 9番、對馬です。 議案第3号、3番について補足説明いたします。

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん
受け手、上富良野町〇〇〇〇番地の〇〇会社〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇道路の奥となっています。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの再処分に伴い、明正アグリさんに売買となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号、3番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号、3番を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第3号、4番について、提案に関する補足説明を願います。
 「1番、谷本嘉彦 委員」

谷本委員 1番、谷本です。 議案第3号、4番について補足説明いたします。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇道路沿いとなっています。

農業用施設建設を予定しており、息子の〇〇〇〇さんへの贈与となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号、4番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号、4番を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第3号、5番について、提案に関する補足説明を願ひます。
「4番、佐藤良二 委員」

佐藤委員 4番、佐藤です。 議案第3号、5番について補足説明いたします。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
受け手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇沿いとなっています。

〇〇〇〇さんの再処分により、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号、5番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号、5番を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6、議案第4号「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、○番、○○○○委員の退席を求めます。(○番、○○委員 退席)
議案第3号を事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第4号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求める。
平成31年1月18日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

6番

上富良野町○町○丁目○○○○番○○、1筆、地目は公簿と現況ともに田、面積は27,040㎡、出し手は○町○丁目の○○○○さん、受け手は○○線○○号の○○会社○○さん、賃貸借となりました。

議 長 議案第4号、6番について提案に関する補足説明を願います。
「6番、桑田俊和 委員」

桑田委員 6番、桑田です。議案第3号、6番について補足説明いたします。

出し手、○町○丁目の○○○○さん

受け手、○○線○○号の○○会社○○○○さん

所在地は、○○○○横となります。

○○○○さんの再処分により、○○会社○○○○への賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号、6番について、これより質疑に入ります。

谷本委員 この案件は初めての賃貸借ですか。

事務局長 今まで賃貸借契約を結んでおりました。昨年の11月30日までで賃貸借期間が満了しましたので更新です。

谷本委員 農地法3条から農地法3条ですか。

事務局 前は基盤強化法の賃貸借です。

谷本委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。
「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号、6番を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
○番、○○○○ 委員の退席を解きます。(○番、○○委員 着席)

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第19回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。「礼」

以上、諮問1件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時10分

上記第19回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平31年1月21日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____